

(別表) 代表理事、理事の職務権限		
項目	決済権者	
	代表理事	代表理事以外の理事
役割	・この法人を代表し、その業務を総理 ・理事会を招集し、議長としてこれを主宰	・代表理事を補佐し、この法人の業務を執行 ・代表理事の事故時等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
重要な使用人以外の者の任用に関する事	○	
規程案の作成に関する事	○	
国外出張に関する事	○	
国内出張（役員、重要な使用人）に関する事	○	
1件200万円以上の支出に関する事	○	
1件200万円未満の支出に関する事	○	○
セミナー等事業の実施に関する事	○	○
職員の教育・研修に関する事	○	○
渉外に関する事	○	○
福利厚生（役員を含）に関する事	○	○
外部に対する文書発簡		
特に重要なもの	○	
重要なもの	○	○
比較的重要なもの	○	○
一般事務連絡	○	○
<p>※全ての決済は、原則代表理事が行うものとし、代表理事の不在時等、代表理事がその決裁権限を行使できない場合には、代表理事以外の理事が上記○印の決裁を行うことができる。</p>		

